

組合側ニ於テ數次累ニ提出セル嘆願書ニ對スル回答要求交渉ヲ
 ナレ折衝ノ結果會社側ノ態度ノ強硬ナルト一般組合員ノ本心懸
 ニ對スル氣乗リ薄ナル爲メ提出中ノ嘆願書ハ組合側ニ於テ撤回
 シ福地ハルヨニ對スル請手當ヲ會社側ニ於テ左記ノ通り支給ス
 ルコトヲ條件ニ七月三日山出解決ヲ告ケタリ

記

福地ハルヨニ對スル請手當

- 1. 退職手當 一、一七、〇六
 - 2. 解雇手當 一、五、一一
 - 3. 賞 與 五、一、八四
 - 4. 積立金 五九、二九
 - 5. 給料減額 二〇、〇九
 - 6. 課長支給金^全 二〇、〇〇
- 計 二六三、四〇
- 及申(通)狼俵也

財團法人協同會大阪支所

第 2715
 6.7.13
 淨 俵

第

2715 號

昭和六年七月四日附

協同會大阪支所

參事 橋本 能保

常務理事 吉田 茂 殿

野塚有馬自動車株式會社及阪神合同自動車株式會社爭議ノ件

事務主任
 事務長
 事務主任

